

屋外広告業の特例届出手続について

1 特例届出の手続

神奈川県に登録を受けた上で、その旨を相模原市に届け出ることにより、相模原市に登録を受けたものとみなす制度です。

神奈川県知事登録を受けた後に、次の書類を提出してください。（手数料不要）

申請書	特例屋外広告業届出書（第26号様式）
添付書類	① 神奈川県に登録済通知書の写し ② 神奈川県に提出した登録申請書の写し（商業登記簿等は不要） ③ 業務主任者の住民票の写し（注1） ④ 業務主任者の資格証明書の写し（講習会修了、屋外広告士等）
返信用封筒	通知書の郵送を希望する場合、返信用封筒に宛先を明記し、返信に必要な郵便料金の切手を貼付してください。

（注1）マイナンバー（個人番号）の記載がないもの、県に提出したもののコピー可

2 届出

次の事項が変更になる場合は、届出を行う必要があります。

- ・ 届出者の氏名、住所または電話番号（届出者が法人の場合、代表者の氏名）
- ・ 市の区域内において営業を行う営業所の名称、所在地または電話番号
- ・ 業務主任者の氏名、所属営業所または資格

※法人の役員代表者を除くの変更の場合は、手続不要です。

神奈川県への変更届の後に、次の書類を提出してください。

申請書	特例屋外広告業届出事項変更届（第27号様式）
添付書類	① 神奈川県に提出した登録 事項変更届出書 の写し 《業務主任者の変更の場合》 ② 業務主任者の住民票の写し（注1） ③ 業務主任者の資格証明書の写し

（注1）マイナンバー（個人番号）の記載がないもの、県に提出したもののコピー可

3 廃業等の手続

市内での営業を廃止したときは、次の書類を提出してください。

届出書	特例屋外広告業廃業等届出書（第28号様式）
-----	-----------------------

4 その他

（1）営業所ごとに「特例屋外広告業者届出票（第8号様式）」を作成し、公衆の見やすいところに掲示してください。

（2）営業所ごとに備えるべき帳簿の様式は、「屋外広告業帳簿（第9号様式）」のとおりです。

（3）相模原市への更新手続は不要です。

（4）書類の提出は、郵送か、窓口へ持参してください。